

# 企画競争公告

次のとおり企画競争に付します。  
令和3年5月31日

国立研究開発法人  
農業・食品産業技術総合研究機構  
生物系特定産業技術研究支援センター所長 沖 和尙  
(押印省略)

## 1 競争に付す事項

- (1) 件名 スタートアップ総合支援プログラム(仮)に係るプログラムマネージャーによる事業化支援業務
- (2) 仕様等 詳細は応募要領による
- (3) 履行期間 契約締結日～令和6年3月31日まで

## 2 競争参加資格

- (1) 契約事務実施規則(以下「実施規則」という。)第8条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。
- (2) 実施規則第9条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和元・2・3年度(平成31・32・33年度)国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「農研機構」という。)の競争参加資格における「役務の提供等」において「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがされている者及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、別に定める手続きに基づく競争参加資格の再申請を行うこと。)。なお、全省庁統一資格において、当該資格を有する者は、同競争参加資格を有する者とみなす。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをされている者及び民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをされている者(上記2(3)の再審査を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 農研機構における物品の製造・販売及び役務等契約に係る指名停止等に関する措置細則又は農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 件名に関して、十分な知識と技術水準を有し、業務体制が整備されていることを証明できる者であること。

## 3 企画競争手続き等

- (1) 企画書の提出場所、契約条項を示す場所、応募要領の交付場所及び問い合わせ先  
〒210-0005 神奈川県川崎市川崎区東田町8番地 パレール三井ビルディング16階 農研機構生物系特定産業技術研究支援センター(以下「生研支援センター」という。)  
研究管理部資金管理課 電話：044-276-8468 FAX：044-276-9143  
電子メールアドレス：seiken-choutatsu@ml.affrc.go.jp
- (2) 応募要領の交付期間、場所及び方法  
本公告日から令和3年6月22日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日午前9時から午後5時まで、上記3(1)の場所にて交付またはメールによる送付を行う。
- (3) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び企画書等(以下「資料」という。)の提出期限、場所及び方法  
令和3年6月25日 午後5時 上記3(1)に持参又は郵送(書留又は簡易書留に限る。)すること。
- (4) 説明会の日時及び場所  
本件について説明会は開催しないが、応募要領の交付時に必要に応じ説明を行う。
- (5) 契約相手方の決定方法  
提出された企画書等を基に生研支援センターに設置する企画審査会において、審査基準に基づき審査し、最も優秀な企画書等を提出した1者を契約候補者とし、生研支援センターに設置する随意契約審査委員会の審査において承認された者を契

- 約相手方とする。
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 契約保証金 免除
  - (3) 企画書等の無効 本公告に示した競争参加資格のない者、虚偽の資料を提出した者、求められる義務を履行しなかった者、その他企画競争に関する条件に違反した者の提出した企画書等は無効とする。なお、競争参加資格確認通知を受けた者であっても、審査の時に物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている者、その他開札の時に上記 2(3)に掲げる資格のない者のした応募は無効とする。
  - (4) 契約書作成の要否 要。
  - (5) 手続きにおける交渉の有無 無。
  - (6) 詳細は応募要領による。

#### お知らせ

国立研究開発法人が行う契約については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)において、国立研究開発法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、農研機構との関係に係る情報を農研機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

- (1) 公表の対象となる契約先  
次のいずれにも該当する契約先
  - ① 農研機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
  - ② 農研機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること  
※予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外
- (2) 公表する情報  
上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。
  - ① 農研機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構 0B)の人数、職名及び農研機構における最終職名
  - ② 農研機構との間の取引高
  - ③ 総売上高又は事業収入に占める農研機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満又は 3 分の 2 以上
  - ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当方に提供していただく情報
  - ① 契約締結日時時点で在職している農研機構 0B に係る情報(人数、現在の職名及び農研機構における最終職名等)
  - ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び農研機構との間の取引高
- (4) 公表日  
契約締結日の翌日から起算して原則として 73 日以内(4 月に締結した契約については原則として 93 日以内)